

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月9日

香川県監査委員 白鳥一雄
同 武田宏之
同 鏡原慎一郎
同 城本宏

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和6年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求ることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 公益財団法人吉野川水源地域対策基金

- 1 県の出資金の額 202,050,000円
- 2 監査年月日 令和7年10月29日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第2 監査対象法人 公益財団法人香川県国際交流協会

- 1 県の出資金等の額 出資金 550,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 40,900,000円
- 2 監査年月日 令和7年12月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第3 監査対象法人 学校法人香川県明善学園

- 1 県の補助金の額 778,600,619円
- 2 監査年月日 令和7年11月5日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定するは是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第4 監査対象法人 学校法人尽誠学園

- 1 県の補助金の額 706,024,875円
- 2 監査年月日 令和7年12月25日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定するは是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり

認められた。

指導注意事項

ア 現に保有する郵便切手の枚数と郵便切手受払簿に登記された保有枚数に相違があった。出納の都度、適正な管理が必要である。

イ 収納した現金について、経理規程で定める期間内に銀行へ預け入れていないものがあった。

ウ 契約金額が300万円を超える固定資産の取得及び更新について、契約書が作成されていないものがあった。

第5 監査対象法人 公益財団法人かがわ水と緑の財団

1 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 105,050,000円

2 監査年月日 令和7年12月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第6 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構

1 県の出資金等の額 出資金 440,500,000円
補助金 15,543,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 135,428,796円

2 監査年月日 令和7年12月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第7 監査対象法人 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会

1 県の出資金の額 50,000,000円
2 監査年月日 令和7年10月29日
3 監査の方法 実地監査
4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

現金出納簿の登記漏れ等の不備があった。

第8 監査対象法人 公益財団法人香川いのちのリレー財団

1 県の出資金の額 59,430,000円
2 監査年月日 令和7年10月23日
3 監査の方法 実地監査
4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処

理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第9 監査対象法人 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター

1 県の出資金の額 10,000,000円

2 監査年月日 令和7年10月28日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第10 監査対象法人 公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター

1 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 13,996,000円

2 監査年月日 令和7年12月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

領収書と現金出納簿で日付が異なるものがあったため、出納責任者による現金残金と現金出納簿の照合を徹底する必要がある。

第11 監査対象法人 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団

1 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 346,393,000円

2 監査年月日 令和7年12月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

ア 現に保有する郵便切手の額が、物品出納調書（郵便切手）に登記された保管額よりも多かった。

イ 資金前渡金により支払をした経費について、精算の際に領収書等証拠書類を添付していないものが散見された。

ウ 財産目録の現金と現金出納簿の残高が一致していなかった。現金については、会計規程に基づき厳正に取り扱う必要がある。

第12 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金

1 県の出資金の額 490,000,000円

2 監査年月日 令和7年10月23日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第13 監査対象法人 一般財団法人かがわ県産品振興機構

1 県の出資金等の額 出資金 76,659,817円

補助金 102,977,969円

2 監査年月日 令和7年11月6日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

売掛金について、売上代金収納後に仕訳処理されているものが散見された。

第14 監査対象法人 高松空港振興期成会

1 県の補助金等の額 負担金 374,400,000円

2 監査年月日 令和7年12月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

令和元年度に実施した監査の検討指示事項において、「会計事務処理について、令和2年度から複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成する。」と措置を講じた旨の通知をしたにもかかわらず作成されていなかった。

当該通知にあったとおり複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成の上、監事の監査を受けて理事会の承認を得る必要がある。また、高松空港振興期成会規約第13条についても、複式簿記に沿うよう見直す必要がある。

第15 監査対象法人 公益財団法人香川県下水道公社

1 県の出資金の額 234,664,000円

2 監査年月日 令和7年12月25日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第16 監査対象法人 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター

1 県の出資金の額 503,360,000円

2 監査年月日 令和7年10月20日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

支払金額・支払方法等に誤りがないことを確認できる書類の添付がないにもかかわらず、支払決定をして、支払額が過大になっているものがあった。